

令和 8 年 度 施 行

役 務 説 明 書

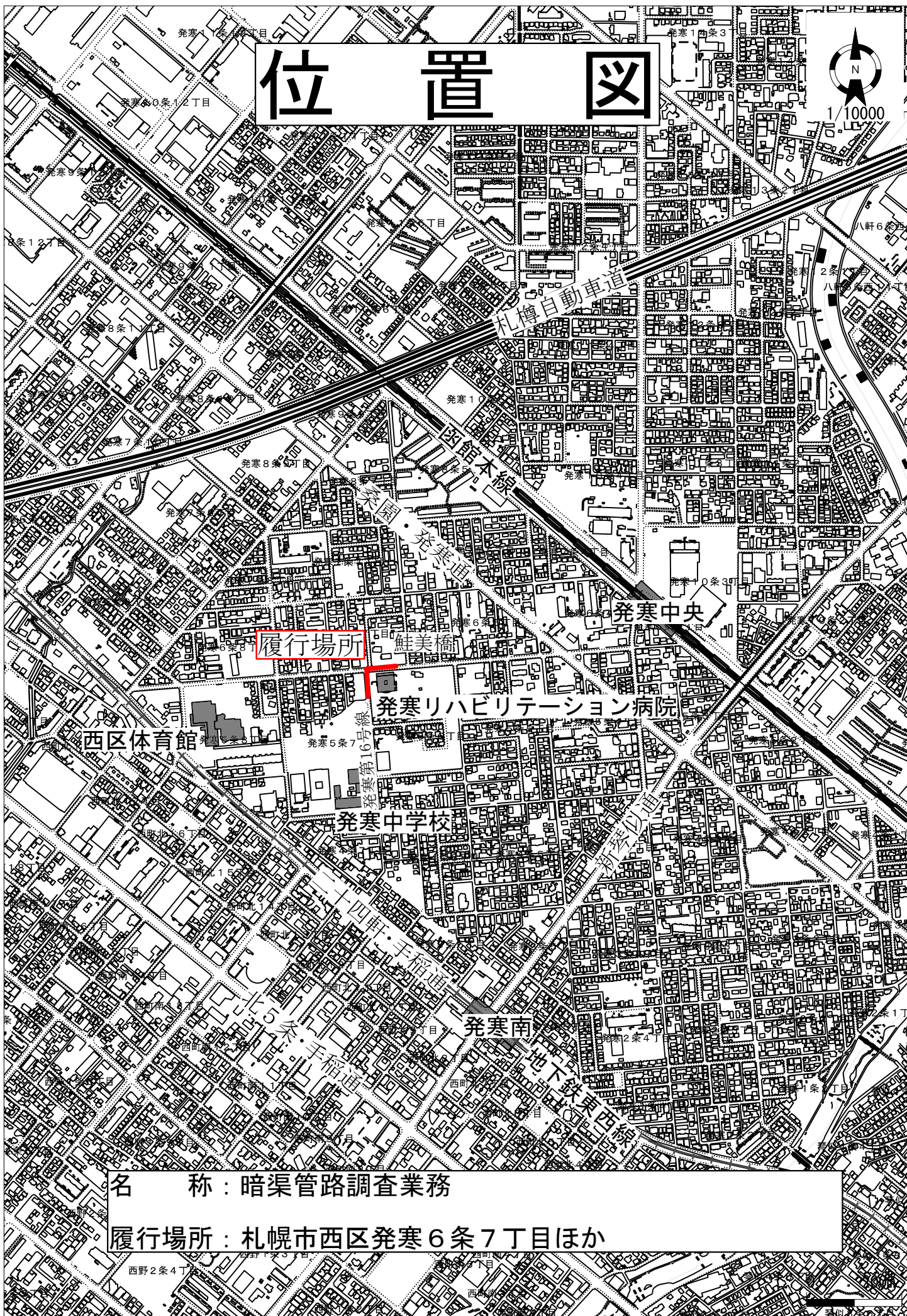
役務名 暗渠管路調査業務

札幌市建設局土木部

位置図



1/10000



名称：暗渠管路調査業務

履行場所：札幌市西区発寒6条7丁目ほか

暗渠管路調査業務

役務名

一金	総委託費	円
内訳	設計委託費	円
	消費税等相当額	円

役務説明

- 1 役務の概要
本役務は、鮭見川暗渠管及び不明管管路の状態及び管路接続状況を把握するためのカメラ調査を実施するものである。
- 2 履行場所
札幌市西区発寒6条7丁目ほか
- 3 履行期間
契約締結日から令和8年8月31日までとする。
- 4 図面
なし
- 5 仕様書等
下水道管路保全業務仕様書【本管調査編】、大口径管テレビカメラ調査業務仕様書【維持作業編】及び特記仕様書による。
なお、役務の実施に際して、疑義及び定めのない事項が発生した場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。
- 6 着手
受託者は、本役務を実施するにあたり、役務着手前に役務内容の詳細について本市と十分協議し、次の書類を提出するものとする。
 - (1) 着手届
 - (2) 役務日程表（役務履行計画書）
 - (3) 担当技術者指定通知書及び経歴書
- 7 完了
受託者は、本役務完了後、速やかに以下の書類を提出するものとする。
 - (1) 完了届
 - (2) 成果品一式

■ 特記仕様書 ■

1 交通誘導警備員について

交通誘導警備員は以下に示す人員を見込んでいる。現地の状況、その他関係機関との協議により配置人員の増減、追加等が生じた場合は、協議すること。

交通誘導警備員 A	交通誘導警備員 B	交代要員の計上	配置時間帯
1 人/日	3 人/日	A に+1	昼間

※交通誘導警備員 A：交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格者

交通誘導警備員 B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事する者。

2 業務着手日

令和 8 年 5 月 27 日を業務着手日（想定）とする。

3 履行期間について

本業務における履行期間は、本管調査・清掃作業の他に調査結果の判定及び報告書等の作成期間も考慮している。

4 本管調査及び清掃について

本管調査工及び清掃工の数量については、想定数量であり作業を確定するものではない。調査及び清掃の数量については現地調査の結果に基づき、業務監督員が別途協議することとし、協議確定後に清掃及び調査を行うものとする
なお、これにより難しい場合は協議し、決定すること。

5 作業時間帯について

本業務の作業時間については昼間（9～17 時）としている。

必要に応じて交通管理者と協議等を行い、作業時間の変更等が生じた場合は、協議し、適切に対応すること。

6 本業務積算時に使用する書籍等について

- ・下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-2020 年版 社団法人 日本下水道協会
- ・下水道管路管理積算資料-2023- 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会

- ・土木工事標準積算基準書(共通編) 令和7年度 国土交通省
- ・令和6年度版建設機械等損料表 北海道補正版 一般社団法人 日本建設機械施工協会

会

下水道河川局庁舎1階閲覧室で公開しているもの

- ・大口径管テレビカメラ調査業務積算単価一覧表
(対象：見積参考内【策定単価】)

7 諸経費の算出について

(1) 共通仮設費

率計上による共通仮設費の算定式は以下のとおり。

対象額 (P) × 共通仮設費率 (Kr) × 0.5 × 施工地域を考慮した補正係数

$$Kr = A \cdot P^b$$

Kr：共通仮設費率 (%)、P：対象額 (百万円単位に切り上げ)、A, b：変数値

なお、変数値は A=485.4、b=-0.2231 とする。

また、施工地域を考慮した補正係数は 1.5 とする。

※1 Kr の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止め。

※2 報告書作成工は対象額 P に含まない。

(2) 現場管理費

現場管理費の算定式は以下のとおり。

現場管理費 = 純工事費 × {(現場管理費率 × 補正係数) + 補正值}

$$Jo = A \cdot Np^b$$

Jo：現場管理費率 (%)、Np：対象純工事費 (百万円単位に切り上げ)、A, b：変数値

なお、変数値は A=202.3、b=-0.1034 とする。

また、施工地域を考慮した補正は 1.2 とする。

※1 Jo の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止め。

※2 補正值については作業期間が冬季とならないため補正しない。

(3) 一般管理費等

一般管理費等の算定式は以下のとおり。

一般管理費等 = 工事原価 (Cp) × 一般管理費等率 (Gp)

$$Gp = -5.21826 \times \log Cp + 60.08343$$

Gp：一般管理費等率 (%)、Cp：工事原価 (百万円単位に切り上げ)

※1 Gp の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止め。

※2 前払金や契約保証に係る一般管理費等率の補正はなし。

8 本業務の清掃工における発生土の運搬等に関しては、次のとおりとする。

- (1) 発生土の搬出先は、下水道河川局東米里浚渫土一時堆積場(札幌市白石区東米里地区)とする。
- (2) 受託者は、土砂の積替保管を行ってはならない。
- (3) 悪臭の発生防止に努めること。
- (4) 他の廃棄物との混合を行ってはならない。
- (5) 運搬物が漏出又は飛散しないよう留意し、河川施設又は路面などが汚染した場合は、受託者の責任において速やかに清掃、洗浄を行うこと。
- (6) 搬出先においては、場内の路面状態に応じて、必要であれば敷鉄板等で通路を養生し、安全に留意すること。
- (7) その他廃棄物が発生した場合は、業務監督員と協議し、その指示に従うこと。
- (8) 盛土規制法を遵守すること。

9 諸法令の遵守について

受託者は、本業務に関する事項及び作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。

10 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度協議の上、これを定めることとする。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の
手続を定めなければならない。

3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者(受託者)は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の施工(履行)に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者(受託者)は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約(再委託))

第6条 受注者(受託者)が、本工事(業務)のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)をする場合には、あらかじめ発注者(委託者)に書面により申請し、発注者(委託者)から承諾を得なければならない。

2 受注者(受託者)は、前項の申請をする場合には、発注者(委託者)に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 下請契約(再委託)先の名称
- (2) 下請契約(再委託)する理由
- (3) 下請契約(再委託)して処理する内容
- (4) 下請契約(再委託)先において取り扱う情報
- (5) 下請契約(再委託)先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法

3 発注者(委託者)が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者(委託者)に対して下請契約(再委託)先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者(委託者)が第1項及び第2項の規定により、受注者(受託者)に対して個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)を承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契

約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

- 5 前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第8条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受注者(受託者)は、本工事(業務)に関し個人情報の漏えい等の事故(個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者(委託者)に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者(委託者)の指示に従わなければならない。

2 受注者(受託者)は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者(委託者)その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者(委託者)は、本工事(業務)に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15条 発注者(委託者)は、受注者(受託者)が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事(業務)の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者(受託者)は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者(委託者)に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16条 受注者(受託者)の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者(委託者)に対する損害が発生させた場合は、受注者(受託者)は、発注者(委託者)に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称：

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
- 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者)

(保護管理者)

- 基本方針等に記載がある (該当する場合は□欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

- 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本
市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は
保護管理者と同一の者でも構いません。

(連絡責任者)

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の
内容に合致している場合は、欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施
している場合は、対策をご記入ください。

- 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- 複数人で持ち運ぶこととしている。
- その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....